

記載例 22 休業補償請求書 (全部休業のみの場合)
都支部様式第2号

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	0000-0000
請求回数	第 1 回

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の休業補償(休業援護金)を請求(申請)します。	請求(申請)年月日 平成29年8月6日
請求(申請)者の住所 ○○県○○市○○町1-2	(新宿)
ふりがな 新宿太郎	
氏名 新宿太郎	
個人番号	

(補償費の受領委任) この請求(申請)書による休業補償費(休業援護金)の受領を
総務課長 甲野一郎 (甲野) に委任します。 **新宿太郎** (新宿)

1 被災職員に関する事項	所属団体名 東京都	所属部局名 ○○局○○部
	氏名 新宿太郎	職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員
	昭和56年2月1日生(36歳)	負傷または発病の年月日 平成29年7月2日

2 請求日数 平成29年7月3日から 平成29年7月31日までのうち全部休業した日数 29日

*3 所属部局の長の証明
 1及び2については、記載のとおりであることを証明します。
 平成29年8月5日

所在地	新宿区西新宿2-8-1	(公印)
名称	○○局○○部	
長の職・氏名	部長 淀橋一男	

4 休業補償	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (A)	13,084 円 × $\frac{60}{100}$ = 7,850 円
	休業補償請求金額	(A) (請求日数)	7,850 円 × 29 = 227,650 円

5 休業援護金	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (B)	13,084 円 × $\frac{20}{100}$ = 2,616 円
	休業援護金申請金額	(B) (請求日数)	2,616 円 × 29 = 75,864 円

*6 医師の証明

認定傷病名 右下腿骨骨折	現在の状態 平成29年8月2日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医
請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 平成29年7月3日から 平成29年7月31日まで のうち 29日	勤務することができなかったと認められる理由 歩行不能のため (7月3日から7月21日まで入院)
1の被災職員については、上記のとおりであることを証明します。 平成29年8月2日	所在地 千代田区永田町○-○ 医療機関の名称 関東整形外科病院 (関東) 医師の氏名 関東次郎

7 送金希望の場合	振込先銀行機関名 ○○銀行 ○○支店	* 決定金額	休業補償	
	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 口座番号 1234765		休業援護金	
	預金名義 フリガナ 休業補償取扱者 フリガナ 総務課長 甲野一郎		合計	
所属事務担当者 係・氏名 福利係 都片花子 (電話) (5321)1111 内0000	* 印記入すること			

- 注意事項
- 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にて印記入すること。
 - 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2項第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、第2回以後の請求において個人番号に変更のない場合は、記入する必要がないこと。
 - 令第1条職員とは、再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。(P.2~3参照)
 - 送金希望の場合は、請求書若しくは、受領委任者と口座名義人が同一であること。
 - 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入し添付すること。ただし、第2回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合は、添付する必要はないこと。
 - 「請求(申請)者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

受領委任でない場合は本人と、受領委任の場合は受任者と名前は一致すること

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

銀行に届けている口座名義を正確に記入

円未満切捨て

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	新宿太郎 昭和56年2月1日生	補償の種類	休業補償
-------------------	---------------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	29年4月1日から 29年4月30日まで	29年5月1日から 29年5月31日まで	29年6月1日から 29年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	通勤手当 H29年4月支給 (H29年4月 ~H29年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	日	日	日	日		
給	給料	276,600円	276,600円	276,600円		829,800円
	扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円		58,500円
	地域手当	53,298円	53,298円	53,298円		159,894円
	住居手当	15,000円	15,000円	15,000円		45,000円
	通勤手当	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円		27,220円
	時間外勤務手当	26,000円	23,400円	20,800円		70,200円
	宿日直手当	円	円	円		円
与	円	円	円	円		
	円	円	円	円		
	円	円	円	円		
	円	円	円	円		
	円	円	円	円		
計	399,471 ¹ / ₃ 円	396,871 ¹ / ₃ 円	394,271 ¹ / ₃ 円	1,190,614円		
(A) 法第2条第4項本文による金額 (給与総額) (総日数) 1,190,614円 ÷ 91 = 13,083円67銭 (イ)			寒冷地手当 〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)			
(イ) + (ロ) = 13,083円67銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額 〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 70,200円 ÷ 65 × $\frac{60}{100}$ = 648円00銭 (ハ)			(その他の給与の総額) (総日数) 1,120,414円 ÷ 91 = 12,312円24銭 (ニ)			
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 12,960円24銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算) (寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} + \frac{\text{減額された給与の額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} = \text{円 銭 (ホ)}$ (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額)						
(ホ) + (ニ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{給与総額} - \text{円 銭} = \text{円 銭}$ (総日数) (控除日数)						
日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算) 〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{その他の給与総額} - \text{円 銭} = \text{円 銭 (リ)}$ (総日数) (控除日数)						
日 - 日						
(チ) + (リ) = 円 銭						

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭
①災害発生日(平成 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円	②補償事由発生日(平成29年7月3日)にお ける基本的給与の月額 行政(-) 職給料表 2 級 40 号給 給 料 276,600 円 扶 養 手 当 19,500 円 地 域 手 当 53,298 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 349,398 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		349,398 円 ÷ 30 = 11,646 円 60 銭
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		円 銭 × = 円 銭
規則 第3 条 第 6 項 に よ る 金 額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降 に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	円 銭(ワ)
	(ワ) (総務大臣が定める率)	円 銭 × = 円 銭
(J) (H)(I)以外の金額		円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額		3,920 円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢		歳
最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額		13,084 円 (A) による金額
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 平成29年8月5日		
所属部局の	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋一男	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">公印</div>